

■応募資格

1. 中国国籍を有し、かつ中国東北地方（遼寧省、吉林省、黒竜江省）出身の者。
2. 佐賀県内の大学（短期大学を含む）及び大学院に在学する者。
3. 私費留学生であること。
4. 学業、人物ともに優秀で、かつ成業の見込みがある者。
5. 経済的な理由により、学資の支弁が困難な者。
6. 日本語での会話・コミュニケーションができる者。

※他の奨学金との併給可能です。

■採用人数

1 名

■給付月額と給付期間

1. 給付月額 月額 40,000円
2. 給付期間 2021年4月分より最短修業期間（2～6年間）

※本奨学金は返還する必要はありません。

■応募手続

以下の書類を在学する学長を経て、当財団まで提出してください。

1. 奨学生願書（所定）
2. 在学証明書
3. 学長の推薦書（所定）
4. パスポートの在留資格のページ及び在留カードの写し
5. 「私の志」をテーマにした課題作文（A4版横書き400字詰め原稿用紙2枚）

■応募締切期日

~~2021年6月2日（火）必着~~

申し込みフォームに入力の上、2021年5月14日（金）17:00（日本時間）までに国際課に全ての応募書類を提出してください。

■選考及び決定 願書等の所定の申請書類は国際課にあります。申請に間に合うように早めに締切前に国際課まで取りに来てください。

1. 選考委員会による書類選考及び面接を実施する。
2021年6月19日（土）11:00～
面接試験会場：佐嘉神社記念館 2F「菊の間」
2. 選考委員会を経た採用候補者を当財団理事会において決定する。
3. 採用決定については、7月上旬に大学を経て本人に通知する。
4. 採用決定者は、保証人連署による誓約書を提出しなければならない。

※選考の結果及び判定の理由は公表しません。

■奨学生の義務

1. 奨学生は、毎年度終了後1か月以内に学業成績を当財団の理事長宛に提出しなければならない。
2. 当財団が主催する懇親会・奨学生交流会等の行事に参加しなければならない。
3. 卒業後においても、適時近況報告等を行うこと。

■問合せ先

☎ 843-0022

佐賀県武雄市武雄町大字武雄4322番地

一般財団法人 清香奨学会

☎ 0954-22-2256